

提　　言　　書

1. デジタル・ディバイドの解消について
2. 地域医療の確保について
3. 産業動物獣医師、公務員獣医師の確保対策の充実について

平成23年8月3日

北海道東北地方知事会長
北海道知事 高橋はるみ

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高橋 はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増拓也

宮城県知事 村井嘉浩

秋田県知事 佐竹敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 佐藤雄平

新潟県知事 泉田裕彦

目 次

1. デジタル・ディバイドの解消について	1
2. 地域医療の確保について	3
3. 産業動物獣医師、公務員獣医師の確保対策の充実について	6

デジタル・ディバイドの解消について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、改めて、地域住民に対する情報伝達の重要性が認識されたところであり、住民の生命・財産の保全、地域の防災体制の強化や社会経済活動の復興を促進するためにも、災害に強い情報通信基盤の整備とその利活用の推進が不可欠であります。

特に、条件不利地域におけるブロードバンドサービスや携帯電話のインフラ整備については、都市部との情報格差が解消されるよう新たな支援制度の創設が必要であります。

また、本年7月には、地上デジタル放送へ完全移行する道県と地上アナログ放送の停波が延期される県が発生しますが、各道県での地上デジタル放送完全移行の時点までには、全ての住民が地上デジタル放送のメリットを享受できるよう、地域の実状や実態に即した支援策が必要であります。

1. ブロードバンド環境の整備及び安定的運営に係る支援制度の創設及び拡充を図ること。

(1) ブロードバンド環境の整備を推進する地方公共団体の負担を軽減するため、国の支援制度について、以下の措置を講ずること。

- ① 公設民営方式によりブロードバンド環境を整備した市町村の負担を軽減し、その安定的な運営を図るため、維持管理運営費や設備更新費について支援する制度を創設すること。
- ② 地方公共団体が整備した情報通信基盤を通信事業者が承継し、円滑な運営を可能とする制度を創設すること。

(2) 条件不利地域における民間電気通信事業者による設備投資を促進するため、低利融資、税制優遇措置、債務保証制度などの支援制度の拡充を図るとともに、民間電気通信事業者を事業主体とする財政支援制度を創設すること。

(3) 中長期的な取組として、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。

2. 地上デジタル放送への完全移行及び移行後の地上系恒久対策に向けた支援制度の創設及び拡充を図ること。

- (1) 暫定的な難視聴対策である「衛星によるセーフティネット」の対象となった世帯に対しては、国及び放送事業者の負担と責任において速やかに恒久対策を講じること。その手法は、可能な限り中継局とし、共聴施設整備などの対策がとられる場合には、対象世帯及び地方公共団体の負担が過重とならないよう適切な財政措置を講じること。また、暫定期間における生活情報や緊急・災害情報などの地域情報の提供について対策を講じるとともに、地上デジタル放送移行後の市町村所有のアナログ放送中継局の撤去について支援する制度を創設すること。
- (2) 地上デジタル放送への円滑な移行を図るため、地域住民に対するきめ細やかな情報提供や、個別相談などに対応するため、被災地においては「テレビ受信者支援センター」の体制を一層強化し、住民サポートに当たること。
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所の事故で被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性に鑑み、必要な対策を長期的かつ弾力的に講じること。

地域医療の確保について

保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、平成22年度の診療報酬改定は、救急、産科、小児、外科等の医療再建や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況ではなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

つきましては、採算の面から民間による提供が困難な精神科を含む救急医療や周産期医療、へき地医療を担うなど、地域医療の確保に重要な役割を果たしている公立病院等（公立病院と同等の医療機能を担う公的病院等を含む。以下同じ。）の運営に対する地方財政措置の更なる拡充等を図るとともに、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

1. 地域医療を支える公立病院等への配慮

公立病院等は、採算面から、民間による提供が困難な精神科を含む救急医療や周産期医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを考慮し、公立病院事業に係る所要額については確実に地方交付税において措置するとともに、地域の中核的医療機能を担っている公的病院等についても公立病院と同等の支援制度を創設するなど、地方財政支援措置の更なる拡充を行うこと。

また、平成22年度の診療報酬改定では、プラス改定とともに、地域の中核病院等が担っている救急医療などを評価することとされたところであるが、公立病院等の運営について更なる評価の充実を図ること。

2. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部における医師養成数増の恒久化及び更なる規制緩和

医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必

要であることから、「新医師確保総合対策」等により見直された大学医学部における医師養成数の増を恒久的な措置とすること。

また、医師養成数増に伴う施設整備、指導教員増に対する財政支援の拡充を図ること。

更に、地域の医師不足の状況及び診療科別・地域別での必要医師数を踏まえた医師需給計画を策定するなど、医師増員に向けた工程表を示した上で、一大学当たりの医学部定員の上限や医科大学の新設に対する規制を緩和するなど、医師不足道県に配慮した具体的な対策を講じること。

3. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

新医師確保総合対策における医師養成数の増の条件として、都道府県による奨学金の設定が求められたことなどにより、地方において多額の財政負担が長期にわたって生じることから、国の責務として地方に財政負担を強いいることがないよう、地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

また、今後、医師養成数の増の条件として奨学金の設定など新たな負担を求めないこと。

4. 地域における医師確保

病院、診療所の管理者要件や臨床研修後の義務として、へき地等の医師不足地域での診療経験を付加するなど、医師の地域的な偏在の解消に向けた実効性のある対策を推進すること。

5. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させること。

6. 総合医の制度化及び養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合医の制度化及び養成について必要な措置を講じること。

7. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

8. 女性医師の離職防止や就業環境整備促進等への支援

女性医師の離職防止を図るために、仕事と育児などを両立できるような就業環境の整備や復職支援に向けた施策を更に充実すること。

9. 国における看護教員養成講習会の開催

平成21年度をもって廃止された旧厚生労働省看護研修研究センターにおける「看護教員養成講習会」（看護師・保健師・助産師養成所教員専攻及び幹部看護教員養成課程）を国の責任において実施すること。

10. 東日本大震災からの医療提供体制復興に向けた施策の構築

北海道東北地方の医療従事者を確保するため、医療従事者の配置に係るコーディネートや診療報酬上の地域配慮等の仕組みを導入するなど、積極的に被災患者の受入を行う東北地方において、必要十分な医療従事者が確保されるための施策を講じること。

11. 医師不足地域における外国人医師の活用

臨床修練制度について、地方の医師不足対策に活用できるよう、最大2年間とされている期間の更新を可能とするなどの弾力化を図るとともに、臨床修練外国医師が一定の日本語能力を有する場合は、臨床修練指導医の認定に必要な外国語要件を撤廃するなどの規制緩和を検討、実施すること。

産業動物獣医師、公務員獣医師の 確保対策の充実について

高病原性鳥インフルエンザやBSE、口蹄疫などの家畜伝染病の発生に伴う防疫対策に加え、安全で良質な畜産物の安定供給に係る、疾病予防、公衆衛生の推進など獣医師の役割が一層重要となっています。

しかしながら、地域では、産業動物獣医師の高齢化が進んでおり、将来にわたって、安定的に獣医師を確保することに不安を抱いています。

さらに、公務員獣医師は、近年継続して、採用数が募集数を下回っており、獣医師の確保が困難となっています。

このような状況を踏まえ、各県では、適正な獣医療を提供していくため、本年、「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」を策定し、獣医師の確保に取り組むこととしておりますが、国においても、産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保対策について、一層の充実を図るよう、次のとおり提言します。

1. 修学資金制度の充実

- (1) 国の「産業動物獣医師修学資金制度」において、公務員については、産業動物関係以外の部署に配属となった場合も含めて、全て返還免除の対象とするよう、制度を改正すること。
- (2) 修学資金制度のより一層の周知徹底と、関係予算の充実を図ること。

2. 獣医学生等に対する「産業動物診療や行政実務に触れる機会」の拡大

- (1) 獣医学教育において、産業動物診療と行政実務に関わる課程を必修科目とすること。
- (2) 産業動物診療団体や行政機関における、獣医学生を対象としたインターンシップや、離職中の有資格者を対象とした就業体験等、獣医師確保対策を充実させるための、体制整備等に対し支援をすること。

